

令和 8 年 8 月
水 産 庁

ダブリューシーピーエフシー
「W C P F C（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・
アイエーティーティーシー
I A T T C（全米熱帯まぐろ類委員会）の合同作業部会」
の結果について

1 日程・場所

8月18日（火） オンライン形式で開催

2 出席国・地域

日本、米国、カナダ、韓国、台湾、豪州、NZ、フィジー、
バヌアツ、メキシコ

3 我が国出席者

福田水産庁資源管理部審議官(我が国代表)、宮原農林水産省顧問
(合同作業部会共同議長、北小委員会議長)、ほか、水産庁、外務省、
国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界関係者

4 結果概要

（１）新たな資源管理方式と漁獲枠設定

資源状態に応じて自動的に計算される漁獲枠の水準等をあらかじめ設定する「新たな資源管理方式」に合意。今後、I A T T C年次会合及びW C P F C年次会合において採択される必要があるが、同方式に基づき計算される、2027-2028年の2年間における太平洋クロマグロの漁獲上限は、以下のとおり。

○中西部太平洋

大型魚：29,672 トン

1年当たり 14,836 トン（現行：11,869 トン）

小型魚： 9,646 トン

1年当たり 4,823 トン (現行：5,125 トン)

○東部太平洋

15,480 トン 1年当たり 7,740 トン (現行：7,581 トン)

(※) 新たな管理方式で算出される漁獲水準に対する、太平洋の東西間の漁獲バランスについては、2027 及び 2028 年は 20:80、2029 年及び 2030 年は 21:79、2031 年及び 2032 年は 22:78 とする。

(2) 換算係数

小型魚枠から大型魚枠への振替に当たっての換算係数について、以下の措置に合意。

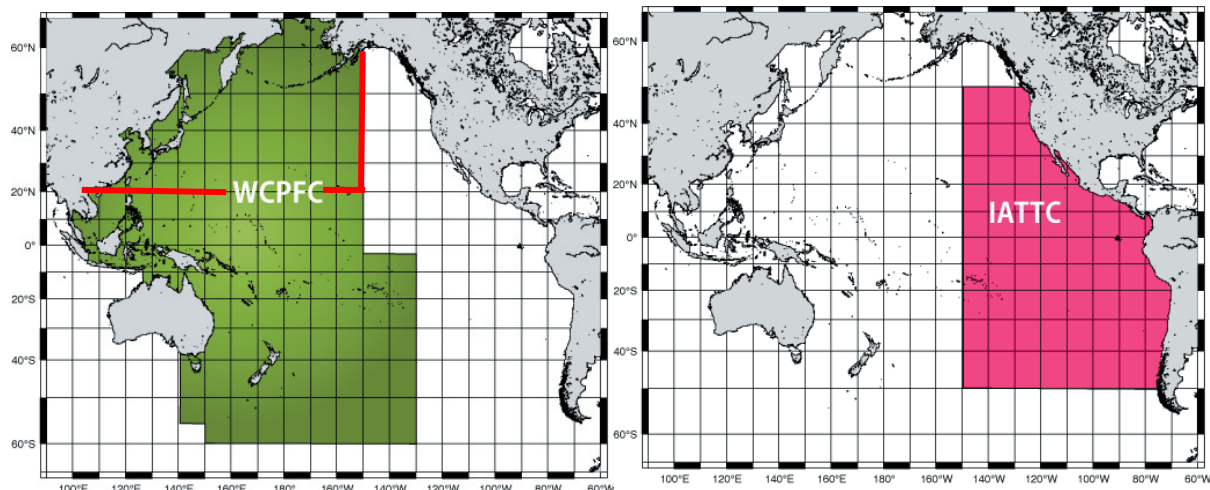
○2027-2028 年において、日本は小型魚枠の 20%まで、韓国は小型魚枠の 35%まで、新たな換算係数(×6.37)が使用可能(20%、35%を超える振替は、現行の換算係数(×1.47)を使用)。

5 今後のスケジュール

国・地域別の漁獲上限等の具体的実施措置は、上記 4 (1) 記載のとおり、東部太平洋側では I A T T C 年次会合で、中西部太平洋側では W C P F C 北小委員会を経て年次会合で、各々議論の予定。

8 月 31 日～9 月 4 日 I A T T C 年次会合 (ポルトガル)
未定 W C P F C 北小委員会
11 月 30 日～12 月 4 日 W C P F C 年次会合 (バヌアツ)

【参考 WCPFCとIATTC】



※ WCPFC北小委員会は、主に北緯20度以北の水域に分布する資源（太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ）の資源管理措置について本委員会に勧告を行う。

【参考2 現行の太平洋クロマグロの漁獲上限（2024年決定）】

決定内容（2024年以降）	備考
WCPFC（中西部太平洋） 小型魚：1.1倍を基礎に増枠 (4,725トン ⇒ 5,125トン) 大型魚：1.5倍を基礎に増枠 (7,609トン ⇒ 11,869トン)	以下の措置について、一般ルール化（年限なく適用）。 ・当初の漁獲上限の17%まで、翌年に繰越し可能。 ・小型魚上限について、「1.47倍」換算して大型魚へ振替可能。 2026年に措置を見直し
IATTC（東部太平洋） 1.5倍を基礎に増枠 (3,995トン ⇒ 6,292.5トン) (※1年あたりに換算)	2025-2026年の2年間の措置